

# 危機管理マニュアル 目次

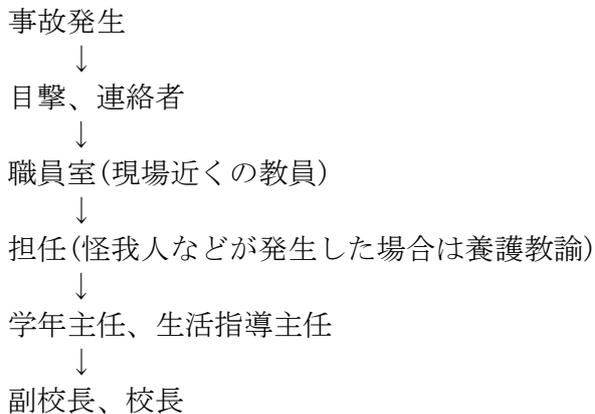
1. 事故発生時の対応について	p. 2
2. 緊急事態発生時の対応と組織	p. 3
3. 校内で問題行動が起こった時の対応について	p. 4
4. 問題行動・生徒間トラブル発生時の対応フロー図	p. 5
5. 防犯カメラと匿名電話・不審電話の対応	p. 6
6. 不審者侵入時の危機管理	p. 7
I. 学校での事件発生時の対処・連絡体制図	p. 7
II. 事前の危機管理	p. 8
III. 事後の危機管理	p. 9
7. 大規模地震警戒宣言時・発生時の対応	p. 11
I. 学校の役割	p. 11
II. 応急教育計画の策定	p. 11
III. 大規模地震警戒宣言発令と学校の対応の実際	p. 12
IV. 校内災害対策本部の設置と役割	p. 13
(1) 警戒発令時の避難態勢	p. 13
(2) 災害直後の避難態勢	p. 14
(3) 避難所支援体制	p. 15
8. 風水害・台風接近への対応	p. 16
9. Jアラートによるミサイル発射情報に対する対応	p. 17～18

# 1. 事故発生時の対応について

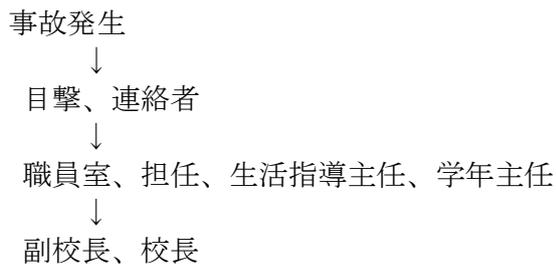
以下に示す内容は、あくまでも基本的な対応を記したものであって、実際に起きた事故内容により若干の変更、もしくは順序が前後することは当然有り得るものとお考え下さい。ただし、対応については迅速に、憶測を挟まず、客観的情報を流すことを第一として下さい。

## <情報伝達の基本>

### 1. 校 内



### 2. 校 外

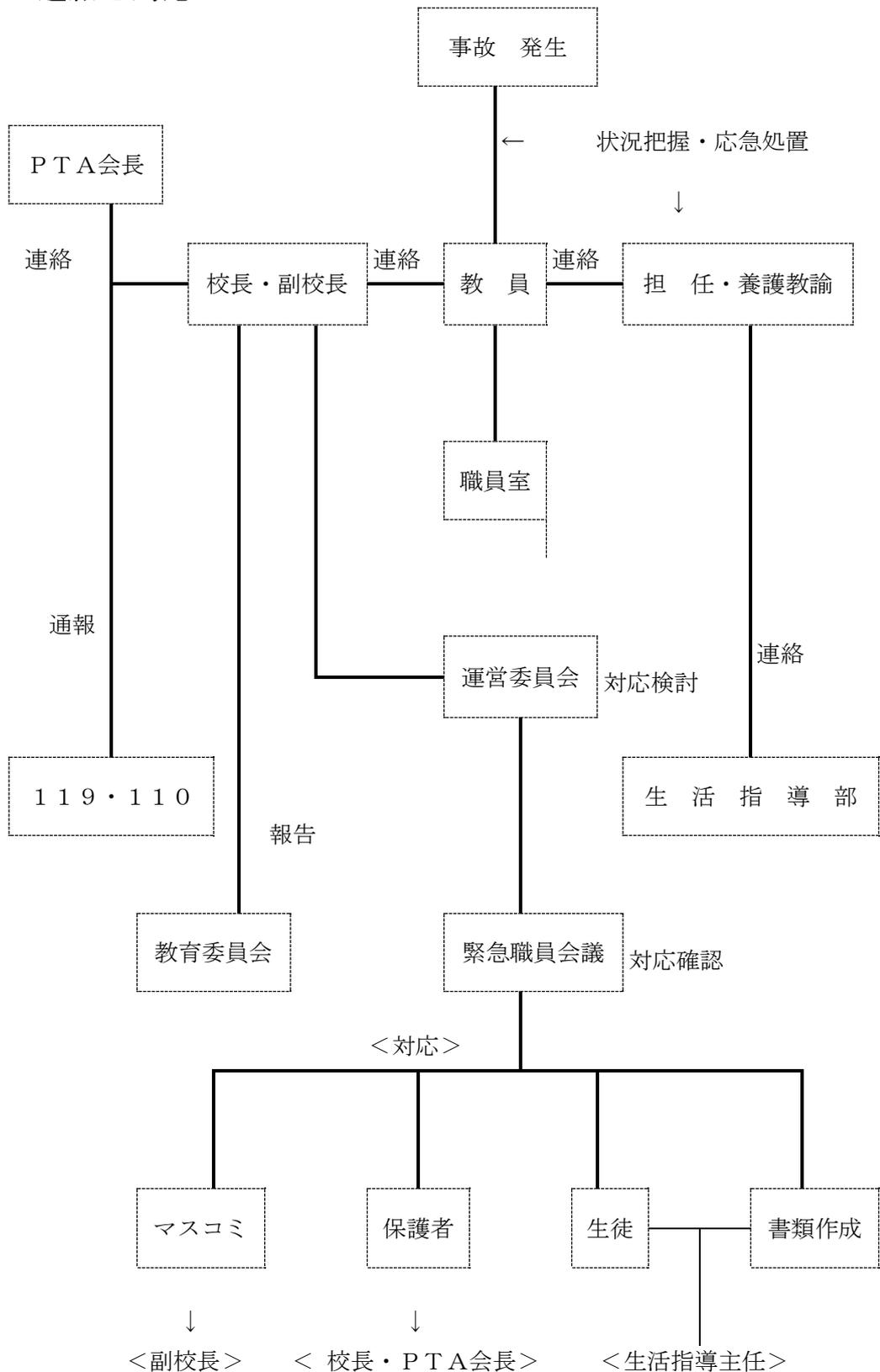


## <対応の基本>

1. 最初の対応は現場近くにいた者、連絡を受けた者が中心となり、状況が一段落した後、関係職員へ連絡、指導を引き継ぐこととする。
2. 他の生徒が周りにいる場合は、速やかに教室に入れるなり、下校させるなどして、いたずらに興奮したり、騒ぎが広がったり、動揺させることのないよう留意する。
3. 当該生徒の指導は必ず職員室以外の別室で行い、5W1Hをしっかりと確認する。
4. 当該生徒が複数の場合は、指導は必ず一人一人別々に行い、担当している教師間で連絡を密にし、事実を突き合わせて概要を掌握するよう努力する。
5. 情報は迅速に、かつ客観的事実のみを伝達し、憶測を入れないようにする。
6. また、通報者、目撃者の名前は絶対に明かさないようお願いします。
7. できるだけ事件の発生した当日に解決できるよう努力する。
8. 全職員への連絡は事情が許すかぎり、できるだけ速やかに行う。

## 2. 緊急事態発生時の対応と組織

### 1. 連絡と対応



### 3. 校内で問題行動が起こった時の対応

- ① 一方的な暴力（生徒間）
- ② いじめ
- ③ 対教師暴力
- ④ 著しい故意の器物破損
- ⑤ 著しい授業妨害
- ⑥ 恐喝
- ⑦ 飲酒・喫煙
- ⑧ 薬物乱用

このような行為を校内で犯してしまった生徒について、対応、指導は以下の2つがある。

- ① 学校内での指導
- ② 学校外の各関係諸機関と連携して行う指導

#### 学校内での指導（原則）

手の空いている教員はすぐに現場に駆けつける。

他の生徒の動揺を防ぐため、問題生徒を職員室に連れてくる。（別室で2人以上での指導が原則）

↓

生徒への指導と同時に、保護者に連絡を取り事情を話し、来校してもらう。

↓

保護者が来校したら、事実の確認と、学校の方針について説明する。

↓

保護者に生徒を引き取ってもらい、帰宅させる。家庭でも強く指導してもらうように依頼する。

↓

場合によっては、夜に担任、生活担当が家庭訪問し生徒・保護者と話をする。

↓

本人に反省の様子が見えたとき保護者が判断したら登校させ、校長・副校長・学年教師と面談し、今後の生活上の約束をする。

↓

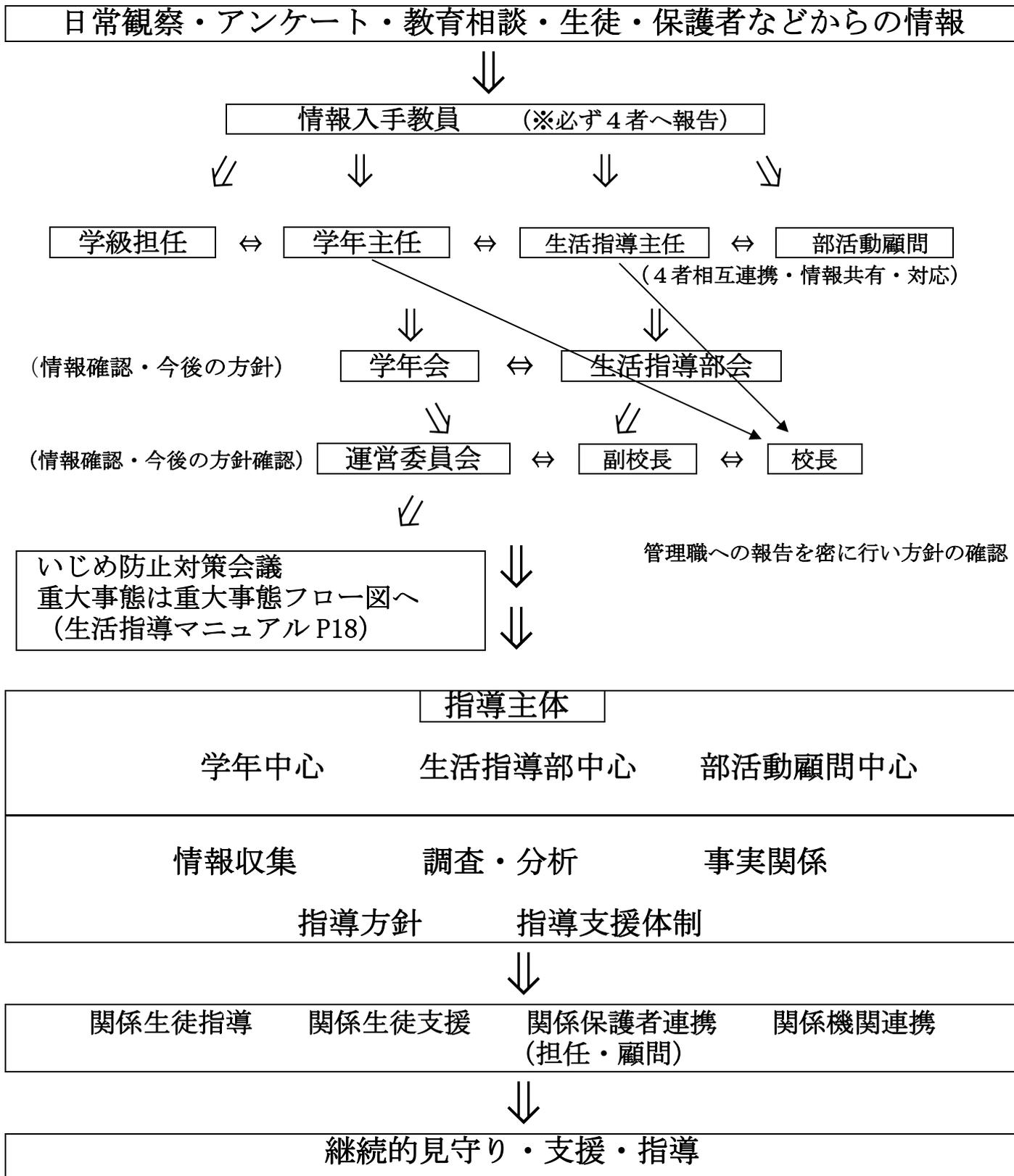
反省の様子が見え、約束ができれば、その日から教室に戻す。

#### 各関係諸機関と連携して行う指導

- 問題行動の軽重により、また、被害者の意向を重んじ、必要があれば警察・児童相談所などと連携をとり指導を進める。

# 4. 問題行動・生徒間トラブル発生時対応フロー図

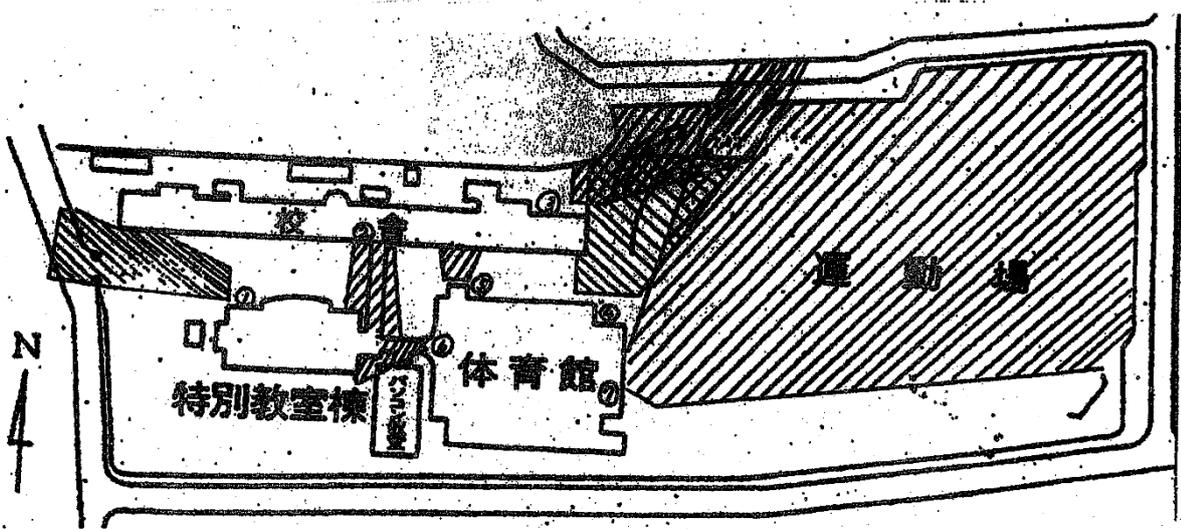
府中第六中学校



## 5. 防犯カメラと匿名電話の対応

### <防犯カメラ>

- ① 24時間録画されています。録画しながらいつでも再生できます。
- ② 日時も記録されています。
- ③ 10日間ぐらいで古い映像に上書きされます。
- ④ メモリースティックにデータを保存することができます。
- ⑤ 各カメラの撮影範囲は次の通りです。
- ⑥ あくまで防犯のためのカメラです。生徒に防犯カメラに写っていたということは言わないでください。



### <匿名電話・不審電話の対応>

#### A. 通話録音の方法

匿名電話や不審な電話が来た場合、以下の方法で録音・消去をすることができます。

- ① 録音する場合は、通話中に電話ダイヤル左上にある「通話録音」を押す
- ② 再生する場合は、電話ダイヤル左上にある「メールボックス」を押す ※メッセージ番号「17」
- ③ 録音を消去する場合は、再生確認中に「3」を押す → 再生後に自動的に消去される

#### B. 番号確認の方法

匿名電話や不審な電話が来た場合、ナンバーディスプレイでなくても以下の方法で相手の電話番号を知ることができます。

- ① 通話中に自分がどちらの回線（1番か2番）を使っているのか確認する。
- ② 話が終わったら受話器を置く。
- ③ すぐにもう一度受話器を取り（電話を切ってからその回線で次の電話をしてしまうと使えません）、今話をしてきた回線のボタンを押す。
- ④ 「136」にかける。
- ⑤ NTTのアナウンスに従いメモを取る。

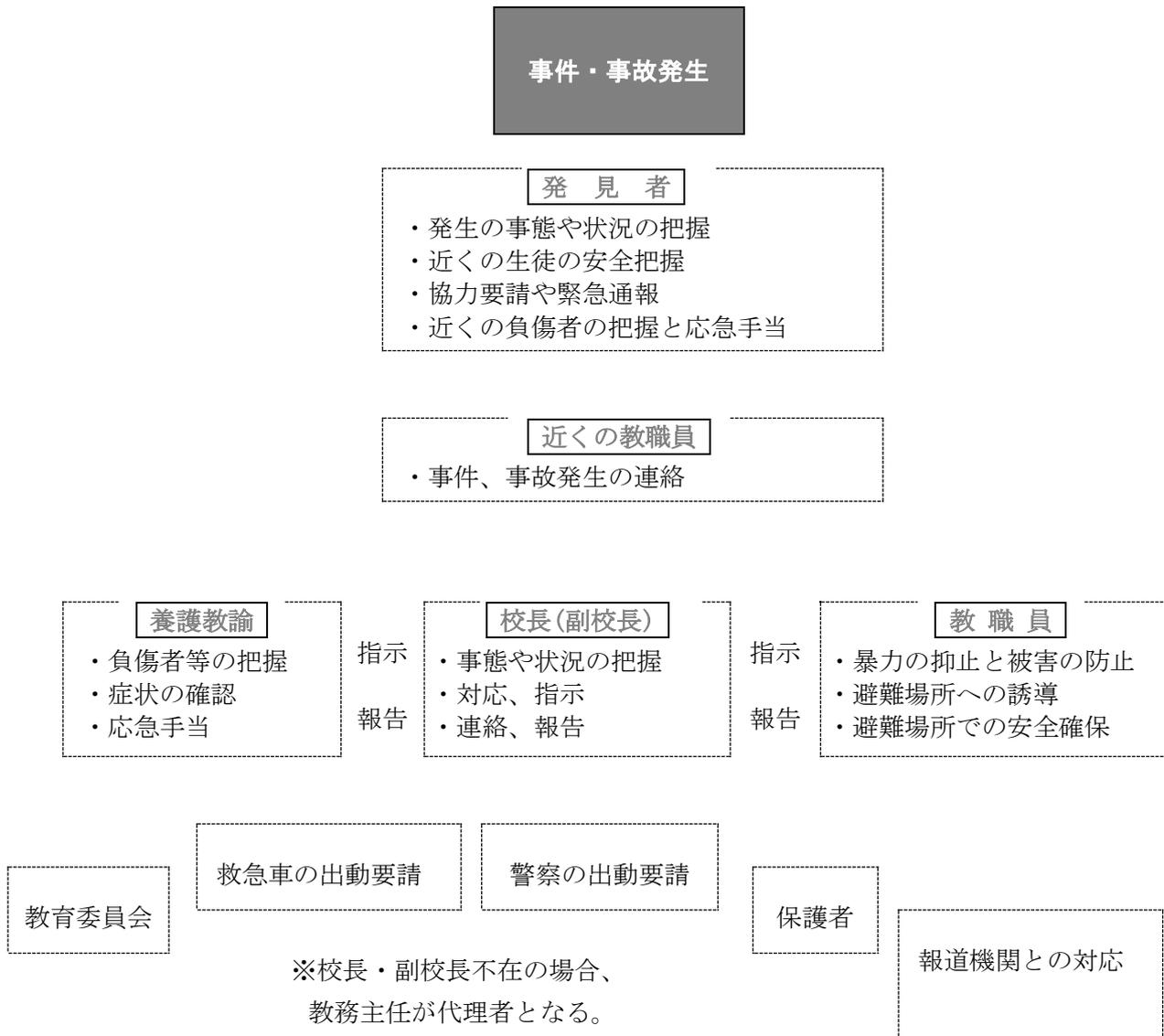
※ 自殺をほのめかすような重大な電話、また、いたずらや犯行予告など悪意のある電話の場合に利用してください。

※ 有料（31.5円）のサービスです。

※ 非通知設定でかけてきた電話番号はわかりません。

## 6. 不審者侵入時の危機管理

### I. 学校での事件発生時の対処・連絡体制図



#### 《 ポイント 》

1. 生徒の安全確保、生命維持最優先
2. 冷静で的確な判断と指示
3. 適切な対処と迅速・正確な連絡・通報
4. 刺又は職員室前方右隅（副校長席に向かい右隅）に2本置いてあります。

## Ⅱ. 事前の危機管理

### A. 出入り口

#### ① 門

- ・ 平常の登校日には、生徒の登校後、正門、北門ともに用務主事が閉めておき、施錠はしない。
- ・ 生徒の最終下校後、門は正門、北門ともに閉める。北門・正門共に施錠しない。

#### ② 校舎

- ・ 平常の登校日には解錠員（不在の場合は教職員）が本校舎の中央玄関、職員通用口、西昇降口、東昇降口、体育館入口、特別棟入口の解錠・施錠をする。
- ・ 夏休み等長期休業日は、日直の職員が本校舎の中央玄関、職員通用口を解錠し、必要に応じて簡易施錠する。日直または最終下校者が施錠する。
- ・ 休日等の部活動利用においては、利用する職員が解錠し、その都度、簡易施錠する。最終下校者は責任をもって施錠する。**※休日は、職員通用口を解錠しない。**

#### ③ 防犯カメラ

- ・ 生徒、及び職員の安全確保のために7台設置してある。カメラの映像撮影範囲等については6ページを参照。

### B. 受付

- ・ 来校者は必ず中央玄関の受付を通る。午後5時以降や休日は職員室で受け付ける旨、表示しておく。
- ・ 保護者は自分で名札を持ってくる。入学して最初の保護者会でカードを配付する。

### C. 研修・訓練

- ① 教職員がそれぞれ役割を十分に理解し、また、いかなる状況にも落ち着いて臨機応変に対応できるよう研修をつんでおく。
  - ・ 危機管理の基礎知識
  - ・ 実技研修……防御、応急手当等
- ② 不審者の侵入を想定した様々な全校訓練を行っておく。（最初は簡単な設定から行う。）
  - ・ 不審者の人数、凶器の種類、生徒の状況、教職員の状況等
- ③ 生徒向けに、セーフティ教室で専門家による「防御の仕方」の講演・指導。
- ④ 安全教育は、生徒の行動の規制等にとどまらず、一人一人の安全管理能力を育てるような指導計画をたてる。登下校中や、大人になった時にも役立つような安全教育を行う。

### D. 近隣で凶悪犯が逃走中の場合

近隣で凶悪事件が発生し、学区域内に犯人が逃走した可能性が非常に高い場合、東・西昇降口、特別棟1階入口、体育館1階入口を施錠する。また校舎外での授業は中止する。

下校時刻の場合、安全が確認されるまで校内で待機させる。その後、集団下校態勢をとり、教員が引率し下校する。

### Ⅲ. 事後の危機管理

#### A. 不審者かどうかを見分ける

##### 1. 不審者かどうか見分けるポイント

- (1) 受付を通っているかチェックする。
- ・名札をつけているか。



名札がない場合（事務室に人がいなかった。または、受付を無視した。）



##### (2) 声をかけて用件を尋ねる。

- ・用件が答えられるか。また、正当なものか。
- ・保護者を名づけるなら、生徒の学年、組、氏名が答えられるか。
- ・不自然な場所に立ち入っていないか。
- ・凶器になるような不審な物を持っていないか。
- ・不自然な行動や暴力的な態度はみられないか。

##### 2. 用件が明らかで正当な場合は、受付に案内する。

- ・受付のノートに記入させ、名札をつけてもらう。
- ・用件のある場所に案内する。

#### B. 退去を求める

不審者かどうかのチェックをし、正当な理由のない者には、丁寧に校地、及び周辺からの退去を求める。素直に応じた場合にも、再び侵入する恐れがないかを見届け、管理職、生活指導主任に報告する。また、退去しない場合や再び侵入しそうな場合は、次のチェックに移る。

##### 1. 他の職員に連絡する。

- ・不審者に知られずに、通りがかりの職員に応援を求める場合には暗号を使う。
- ☆「手が離せないので、6番お願いします。6番に行ってください。」等
- ・それを聞いた者は他の職員に連絡し、対応する。

##### 2. 相手の態度に注意しながら、丁寧に退去するよう説得する。

- ・身を守るために1メートルから1.5メートル離れる。

##### 3. 次のような場合は、**不審者として110番通報**する。

- ① 凶器を持っている。危険を感じたら誰でも110番通報する。
- ② 受付を無視し、無理に立ち入ろうとする。
- ③ 退去の説得に応じようとししない。校長（副校長）が110番通報する。
- ④ 暴力的な言動をする。

##### 4. 敷地外に退去しても再度侵入したり、学校周辺に居続ける可能性があるため、対応した職員はしばらくの間、その場に残留して様子を見る。

##### 5. 校長（副校長）が警察と教育委員会に報告、およびパトロールの要請をし、生活指導主任が近隣の学校へ情報提供する。

#### C. 危害を加える恐れがある場合

退去を求めても応じない場合には、生徒や職員に危害を加える恐れがないかどうか速やかに判断する必要がある。凶器や不自然な物を持っているか、暴力的な言動があるかどうかなどから、危害を加える恐れがあると判断した場合には会議室に案内し、他の教職員の応援を得て、速やかに110番通報をする。

##### 1. 所持品に注意する。

- ① 凶器を所持していたら、直ちに110番通報する。
- ② 不審者が興奮しないように丁寧に落ち着いて対応し、警察が到着するのを待つ。
- ③ 凶器を隠し持っている場合もあるので、手の動きに注意する。

## 2. 言動に注意する

- ① 暴力を行使しようとする。
- ② 制止を聞かず、興奮状態である。
- ③ 言動が不自然で要領を得ないことを言っている。

### ・「110番」通報の要領

- ・局番なしの「110」をダイヤル。
- ・落ち着いて「府中第六中学校です。男性(女性)が侵入してきて、暴れています。生徒がけがをしました。直ちに来てください。」
- ・その後、質問に答える形で、通報者氏名、場所、電話番号等を知らせる。
- ・「110番」通報している場合は救急車が連動して手配されるが、重複してもよいので「119番」通報をする。

### ・「学校110番」通報の要領

- ★次の場合に使う。
- ◎生徒、教職員の生命が脅かされる恐れが発生した場合
- ◎相手に察知されずに通報する必要がある場合
  
- ・職員室正面の黒板横にある「非常通報ボタン」を押す。
- ・警視庁通信指令本部より、直ちに多数の警察官に出動命令が出される。
- ・通信指令本部から学校に確認の電話が入る。(電話確認できなくても、警察官は出動してくる。)
- ・最寄りの警察署、交番から多数の警察官が駆けつける。

## D. 隔離する

隔離する部屋は会議室とするが、生徒が廊下等にいるときは、まず近くの部屋へ誘導し、生徒の危険回避を最優先とする。

- ① 会議室に入れる際は、不審者を先に奥に案内し、対応者は身を守るために後から入口近くに位置し、すぐに避難できるよう入口の扉は開放しておく。
- ② 110番通報をする。
- ③ 校内放送で教職員に周知する。例…「6番に対応して下さい。」等

## E. 生徒の安全を守る

### 1. 隔離できた場合

凶器を持っている不審者を会議室に隔離できた場合、西階段、西昇降口を生徒が使用しないように教員が立つ。校内放送で「6番を会議室で行っています。」等の連絡をし、授業者は警察が駆けつけるまで、生徒を安全な室内にとどめ置く。

休み時間、下校時間等の場合は校内放送で教室に入るよう生徒に呼びかけ、西階段、西昇降口を使用しないように教員が立つ。他の教員は各階に行き、生徒を着席させ、落ち着かせる。

### 2. 隔離できない場合

不審者の注意を生徒からそらさせ、生徒に近づけないようにすることを第一の目的とし、警察の到着を待つ。対応する教員は複数であたり、身近な物(ほうき、机、椅子、消火器等)で不審者との距離をとり、移動を阻止する。

授業者は緊急放送や伝令の指示に従い、生徒の安全を守る。不審者の移動阻止に回る場合は、近くの教員に掌握・誘導を依頼してから動く。休み時間等の場合は、指示が無くても生徒が避難できるよう訓練しておく。

## F. 負傷者の把握をする

不審者の身柄を警察が確保した後、避難していた生徒を教室に戻し(または体育館や校庭に全員集合させ)、安否の確認を行う。情報の集約は、授業者→学年主任→副校長(校長)という、火災の避難訓練と同じにする。

## 7. 大規模地震警戒宣言時・発生時の対応

### I. 学校の役割

- (1) 学校は発生直後、近隣の避難者の「一時(いつとき)集合場所」となる。集合場所とは、避難のために一時的な集団を形成するためのグラウンドをさす。
- (2) 学校は家屋の倒壊・消失等被害を受けた者またはその恐れのある者を一時的に受け入れ、保護する「一次避難所」となる。その主たる場所は体育館である。  
(※一次避難所での生活が困難な災害弱者は二次避難所として文化センターへ)

### II. 応急教育計画の策定

#### (1) 事前の準備

- ① 避難訓練、災害に対する安全指導の実施
- ② 災害時の保護者との連絡方法の検討とその周知
- ③ 市教委、警察、消防、地域、保護者との連絡・協力体制の確立
- ④ 勤務時間外の所属職員の連絡方法、非常招集方法の確立と周知
- ⑤ 医療器材の整備充実と地域医療機関との連携
- ⑥ 市が実施する防災訓練への所属職員・生徒の参加

#### (2) 災害時の対応

学校長等は以下の対応を取る。

- ① 適切な緊急避難を指示する。
- ② 生徒、職員、施設の被害状況を市教委に報告する。
- ③ 市教委と連絡の上、臨時休業等の措置をとる。
- ④ 避難所の開設等災害対策に協力するとともに、学校管理に必要な職員を確保し、万全を期す。
- ⑤ 「応急教育計画」に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。
- ⑥ 「応急教育計画」については市教委に報告するとともに、決定後速やかに保護者及び生徒に周知する。

#### (3) 災害復旧時の対応

学校長等は以下の対応を取る。

- ① 教職員を掌握し、校舎の整備、生徒の被災状況の調査とその市教委への報告、教科書、教材の給与に協力する。
- ② 「応急教育計画」に基づき、収容可能な生徒を指導する。教育活動の再開は登下校の安全を確保し、健康・安全・生活指導に重点を置く。
- ③ 疎開した生徒については、実情の把握に努める。
- ④ 避難所等に学校を提供したことにより、長期間学校が使用不可能となった場合は、市教委と連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業を再開する。
- ⑤ 市教委と緊密に連絡し、早期授業再開を期す。

### Ⅲ. 大規模地震警戒宣言発令と学校の対応の実際

#### (1) 在校時

- ① 警戒宣言の発令とともに、原則として授業を打ち切り、警戒宣言の解除まで臨時休業措置をとる。
- ② 警戒宣言発令後、生徒を計画に従い、帰宅させる。
- ③ 帰宅に当たり、経路・手段・所要時間・同伴者を確認する。

#### (2) 在宅時

判定会招集が報道機関より報道された後、判定会の結論が出るまでは登校させないよう、事前に保護者に周知しておく。警戒宣言が発令された場合、解除されるまでは臨時休業となる。

#### (3) 校外指導時

- ① 宿泊を伴う校外指導時は、地方官公署等と連絡をとり、その対策本部の指示に従う。また速やかに学校に連絡をとり、校長は対応の状況を市教委に報告するとともに保護者に周知する。
- ② 宿泊を伴わない遠足等の場合は、その地の官公署と連絡をとり、原則として即時帰校の措置をとる。帰校後は、在校時と同様の措置をとる。ただし、交通機関の運行状況や道路状況によって帰校することが危険と判断された場合は適宜の措置をとる。

#### (4) その他

- ① 生徒帰宅後、水の汲み置き、備品等の転倒・落下防止、火気・薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検等、地震被害軽減の措置をとる。
- ② 学校に残留し、保護する生徒のために必要な飲料水、食料、寝具等はあらかじめ予想され員数を把握し、準備するか地域の業者から供給を受けられる手配をとっておく。
- ③ 学校に残留し、保護する生徒のために必要な教職員の確保についてはあらかじめ定めてある緊急時の役割分担に従い、措置をとる。
- ④ 残留する生徒数、校外指導時の措置等は速やかに市教委に報告する。

#### (5) 警戒解除宣言の連絡等

- ① 警戒解除宣言は、ラジオ・テレビ・市の広報等より得ること。
- ② 解除後の授業の再開の日は、あらかじめ定めたとところによる。

#### (6) 生徒への伝達と指導

学校は判定会招集が報道機関より報道された後、判定会の結論が出るまでの間に授業を学級指導に切り換え、判定会招集の事実を伝え、地震に対する注意事項、解除宣言後、または地震後の授業の再開について説明し、安全指導を実施する。警戒宣言が発令された場合、下校計画に従って速やかに帰宅させる。

#### (7) 判定会招集時の学校における対応措置と保護者への周知

学校は、判定会招集時は学級で安全指導を行い、警戒宣言発令後に速やかに帰宅措置をとることを事前に保護者に周知し、混乱を避ける。

判定会招集報道で慌てて学校に保護者が駆けつけることのないよう、各家庭でも、判定会招集報道後は、家庭内の地震対策を整え、警戒宣言発令後の準備をするよう連絡しておく。

#### IV. 校内災害対策本部の設置と役割

##### (1) 警戒宣言発令時の避難態勢

分 担	主 な 業 務	担当責任者
本 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・状況に応じた教職員の配置</li> <li>・命令系統の一本化の確立</li> <li>・稼動？可能な職員の24時間体制動員計画策定</li> <li>・報道機関との対応</li> <li>・行動の記録</li> </ul>	○本部長…校長 副部長…副校長 生活指導主任 教務主任 安全担当
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府中市災害対策本部、教育委員会との連絡</li> <li>・他の行政機関との連絡</li> <li>・情報の一元管理、情報の収集発信手段の確保</li> <li>・防災無線の管理</li> <li>・交通機関等の状況把握</li> </ul>	○副校長 教務主任 生活指導主任
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所への誘導</li> <li>・生徒の掌握</li> <li>・避難場所の確保</li> <li>・通学路の安全の確認</li> <li>・保護者への引き渡し、居残り生徒の掌握</li> </ul>	○安全担当 学年主任 学級担任
巡 視 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の安全の確保</li> <li>・危険箇所への立入禁止措置</li> <li>・開放地区、禁止地区の表示</li> <li>・鍵の管理方法</li> </ul>	○生活指導部
消 火 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出火防止措置</li> </ul>	○環境担当
救 護 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急医療用具・医薬品の確保</li> </ul>	○養護教諭
搬 出 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常持ち出し品の搬出準備</li> <li>・災害対策本部の必要備品の確保</li> <li>・居残り生徒・教職員の食料、飲料水、寝具、防寒着の確保</li> </ul>	○事務部 教務部

## (2) 災害直後の避難態勢

分 担	主 な 業 務	担当責任者
本 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・状況に応じた教職員の配置</li> <li>・命令系統の一本化の確立</li> <li>・稼働？可能な職員の24時間体制動員計画策定</li> <li>・施設の被害状況により、本部・避難場所等の設置場所決定</li> </ul>	○本部長…校長 副部長…副校長 生活指導主任 教務主任 安全担当
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒及び教職員の被害状況の把握</li> <li>・府中市災害対策本部、教育委員会との連絡</li> <li>・他の行政機関との連絡</li> <li>・情報の一元管理、情報の収集発信手段の確保</li> <li>・防災無線の管理</li> <li>・交通機関等の状況把握</li> </ul>	○副校長 教務主任 生活指導主任
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所への誘導</li> <li>・生徒の掌握</li> <li>・避難場所の確保</li> <li>・通学路の安全の確認</li> <li>・保護者への引き渡し、居残り生徒の掌握</li> </ul>	○安全担当 学年主任 学級担任
巡 視 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の被害状況の把握と安全の確保</li> <li>・危険箇所への立入禁止措置</li> <li>・開放地区、禁止地区の表示</li> <li>・鍵の管理方法</li> <li>・警備及び二次災害の発生防止</li> <li>・ガラス等危険物の除去</li> <li>・電気、ガス、水道、電話の被害状況</li> <li>・行方不明生徒の搜索</li> </ul>	○生活指導部
消 火 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期消火活動</li> <li>・出火防止措置</li> </ul>	○環境担当 生活指導部
救 護 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・けが人の応急処置と救援要請</li> <li>・応急医療用具・医薬品の確保</li> <li>・生徒の心のケア</li> </ul>	○保健部
搬 出 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常持ち出し品の搬出</li> <li>・災害対策本部の必要備品の確保</li> <li>・居残り生徒・教職員の食料、飲料水、寝具、防寒着の確保</li> </ul>	○事務部 教務部

### (3) 避難所支援体制

分 担	主 な 業 務	担当責任者
校内総括班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部の指揮下、避難所支援計画策定</li> <li>・教職員の支援分担決定と作業内容の確認</li> <li>・避難所運営本部の設置場所決定</li> <li>・避難所生活の基本ルールの助言</li> <li>・ボランティアへの対応</li> <li>・二次災害への対応</li> </ul>	○本部長…校長 副部長…副校長 生活指導主任 教務主任 安全担当
広報担当班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の収集、整理、確認、及び伝達</li> <li>・情報提供場所の設置（掲示板等）</li> <li>・避難者名簿の作成</li> <li>・電話等外部からの問い合わせ対応</li> </ul>	○副校長 教務主任 生活指導主任 安全担当
物資管理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄品の管理</li> <li>・支援物資の受け取り、仕分け、保管、分配</li> <li>・本部用備品の確保</li> <li>・テント等の設営</li> </ul>	○事務部 教務部
炊事給水班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料水の確保、配給</li> <li>・共同炊き出し</li> <li>・食事、食料の配布</li> </ul>	○生活指導部 ○用務
衛生担当班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の清掃及び消毒</li> <li>・ゴミ集積場所の設置及び処理</li> </ul>	○環境担当
救 護 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療救護活動</li> <li>・心のケア</li> </ul>	○養護教諭
警備担当班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡回当番の編成</li> <li>・避難場所の秩序維持及び盗難防止</li> <li>・避難場所の防火、防犯対策</li> </ul>	○生活指導部
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二次災害への対応</li> <li>・避難場所、避難経路の安全確認</li> </ul>	○進路指導部

## 8. 風水害・台風接近への対応

台風など暴風雨に伴う生徒の安全確保等への対応について

### 1. 登校について

午前7時の時点で、「府中市」に「暴風警報」又は「特別警報」が発令されている場合は、臨時休業とする。

### 2. 下校について

(1) 台風や低気圧の予想進路が関東を直撃し下校時刻に被害が大きいと予想される場合は、家庭の状況等を十分考慮した上で、授業を午前中のみ短縮し、給食をとらせ一斉下校させる。

(2) 生徒が学校にいるときに、「府中市」に暴風警報又は特別警報が発令され、下校時刻過ぎまで影野がある場合は、安全確保のために生徒を学校に留め置く。

暴風警報又は特別警報が解除され、通学路の安全が確認された時点で、注意をして下校をさせますが、状況に応じて集団下校等の措置をとる。

### 3. 臨時休業となった場合の生活について

(1) 午後3時まで家庭学習とし、外出は禁止する。その後も天候が回復しなかったり、周辺で被害があったりした場合は、安全確保のため、自宅で過ごすようにする。

(2) 天候が回復し、周辺の安全が確認できた場合は、大会前などで活動がどうしても必要な部に限って、午後3時30分以降に活動を認める。ただし、必ず顧問からの電話連絡による指示に従って行動する。

※緊急時に備え、保護者の方の所在が分かるように、日頃よりご家庭での打ち合わせを十分にしておく。

※警報などは出ていなくとも大雨や落雷、電線の垂れ下がり、用水路の増水、落下物などの危険が予知される場合があります。各ご家庭でも災害時の登下校についてはご注意ご指導をお願いします。

## 9. Jアラートによるミサイル発射情報に対する対応

「Jアラートによるミサイル発射情報に対する都立学校の対応（ガイドライン）」（東京都教育庁総務部 平成29年9月19日一部改正）に準ずる対応を取り、常に正確な情報を把握し、迅速かつ丁寧な対応を第一とする。

### Jアラートによるミサイル発射情報に対する都立学校の対応（ガイドライン）

#### 1 事前準備（平常時の対応）

##### 【教育庁の対応】

- 災害時等緊急連絡システムなど、情報連絡体制の確認
- 危機情報の収集及び提供による注意喚起

##### 【都立学校の対応】

###### ○児童・生徒への周知

Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合に、以下①から⑤までに記載の適切な避難行動等ができるよう、児童・生徒に周知しておく。

（参考：別添資料「弾道ミサイル落下時の行動について（内閣官房国民保護ポータルサイト）」）

###### ①速やかな避難行動

- ・ 屋外にいる場合：建物の中、又は地下（地下街や地下駅舎などの地下施設）に避難する。
- ・ 建物がない場合：物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
- ・ 屋内にいる場合：窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

###### ☆近くにミサイルが落下した場合

- ・ 屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内又は風上へ避難する。
- ・ 屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

###### ②正確かつ迅速な情報収集

Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネットなど、また、学校外では、必要に応じて、付近の大人と協力して情報収集する。

###### ③安否連絡方法の確認

保護者や学校との安否連絡方法について、あらかじめ確認する。

###### ④登下校時の留意事項

- ・ 登校前（自宅を出る前）に都内でJアラートによるミサイル発射情報が発信された場合  
自宅待機とし、Jアラートの続報などを確認する。
- ・ ミサイルが上空通過・領海外に落下した場合  
Jアラートの続報などでミサイルが上空を通過したことや海上に落下したことの確認が取れた場合は、原則として登下校を再開する。
- ・ ミサイルが都内に落下した場合  
行政からの指示に従って、落ち着いて行動する。

###### ⑤ミサイルの落下物を発見した場合

決して近寄らず、警察・消防に連絡する。

###### ○教職員の行動の確認

- ・ 教職員による児童・生徒の適切な避難誘導方法をあらかじめ確認しておく。
- ・ 校外活動時の引率教員等との連絡体制をあらかじめ確認しておく。

###### ○児童・生徒の安否確認方法の点検・周知

児童・生徒の安否確認方法及び各保護者との連絡方法について、点検・周知しておく。

###### ○特別支援学校のスクールバスの確認

Jアラートが発信された場合のバスの行動や学校との連絡方法について、あらかじめバスの委託業者と調整しておく。

- ・ Jアラート第1報が発信された際には、原則として、速やかにバスを安全な場所に停車させる。その後、乗車している児童・生徒の人数や実態に応じて、可能な場合には、児童・生徒を建物の中などへ避難させる、車内で姿勢を低くさせるなどの対応を行う。
- ・ ミサイルが上空通過や領海外に落下した場合は、学校と連絡を取り合いながら、運行を再開する。
- ・ ミサイルが都内に落下した場合は、行政からの指示に従って行動する。

## 2 都内にJアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応

### 【教育庁の対応】

- 災害時等緊急連絡システムを活用したミサイル発射情報等の情報発信
- 被害情報等の収集及び総務局への情報提供
- 情報連絡体制の確保、(状況に応じて)災害対策本部等の設置

### 【都立学校の対応】

児童・生徒の状況	対応内容
在校時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ミサイル発射情報(Jアラート第1報)が発信された場合 校舎内・体育館への避難や、建物内では窓から離れるなど、速やかな避難誘導を行う。</li> <li>○ミサイルが上空通過・領海外に落下した場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Jアラートの続報やテレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて、ミサイルが上空を通過したことや海上に落下したことの確認がとれた場合は、教育活動を再開する。</li> <li>・ 校庭等で、ミサイルの落下物を発見した場合は、決して近寄らず、警察・消防に連絡する。</li> </ul> </li> <li>○ミサイルが都内に落下した場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Jアラートの続報やテレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて、ミサイルが都内に落下した情報を得た場合は、引き続き正確な情報を収集する。</li> <li>・ 行政から指示があれば、それに従って落ち着いて行動する。</li> <li>・ 原則、児童・生徒を学校で保護し、安否情報を保護者へ連絡する。</li> </ul> </li> </ul>
登下校時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ミサイル発射情報(Jアラート第1報)が発信された場合 学校に登校した又は下校していない児童・生徒を、校舎内・体育館などへ、速やかに避難誘導する。</li> <li>○ミサイルが上空通過・領海外に落下した場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Jアラートの続報やテレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて、ミサイルが上空を通過したことや海上に落下したことの確認が取れた場合は、次のとおり対応する。 (登校時) 児童・生徒に登校したら教育活動を再開する。交通機関の状況を把握し、始業繰り下げ・臨時休業を検討する。 (下校時) 下校を再開する。その際、児童・生徒にはミサイルの落下物には注意して帰宅するよう周知する。</li> </ul> </li> <li>○ミサイルが都内に落下した場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校に登校した又は下校していない児童・生徒については、在校時に準じた対応を行う。</li> <li>・ 登下校中の児童・生徒については、事前に定めた方法により安否確認を行う。</li> </ul> </li> <li>○特別支援学校のスクールバスの対応 スクールバスの運行委託業者の運転手・添乗員と連絡を取り合いながら、事前準備で定めた方法により、適切に行動させる。</li> </ul>
校外活動時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ミサイル発射情報(Jアラート第1報)が発信された場合 引率教員等は、建物の中などへ、速やかな避難誘導を行う。</li> <li>○ミサイルが上空通過・領海外に落下した場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引率教員等は、Jアラートの続報やテレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて、ミサイルが上空を通過したことや海上に落下したことの確認が取れた場合は、校外活動を再開する。</li> <li>・ ミサイルの落下物を発見した場合は、決して近寄らず、警察・消防に連絡する。</li> </ul> </li> <li>○ミサイルが都内に落下した場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引率教員等は、Jアラートの続報やテレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて、ミサイルが落下した情報を得た場合は、引き続き正確な情報を収集する。</li> <li>・ 行政から指示があれば、それに従って落ち着いて行動する。</li> <li>・ 引率教員等は、自校に現状の報告を行うとともに、自校と連携分担し安否情報を保護者へ速やかに連絡する。</li> </ul> </li> </ul>

※1 児童・生徒を帰宅させる際には、保護者と連絡を取り合いながら行うこと。

※2 校外活動時は、校外活動場所でJアラートが発信された場合の対応とする。

※3 当該ガイドラインを基本に行動するが、災害の状況、児童・生徒や地域の実態に応じた臨機応変な対応が必要となる。